

(自国関与品について原産地証明書発給機関が発給する添付証明書の要件)

8の2—12 自国関与品について特惠関税等の適用を受けようとする場合に令第30条第1項の規定により原産地証明書に添付すべき添付証明書は、次に掲げる要件を満たしたものでなければならない。

- (1) 当該添付証明書の番号が、当該自国関与品の原産地証明書の「4. 公用欄」に記載されていること。
- (2) 当該添付証明書の「輸出物品」欄に記載されている品名及び数量が、当該自国関与品の原産地証明書に記載されている品名及び数量と合致していると認められること。